

渡り廊下により接続された建築物の取扱いについて

- 1 複数の建築物が地階以外の階において、渡り廊下のみで接続され、次の(1)から(10)までに適合している場合は、それぞれ別の建築物とみなして建築基準法の規定を適用する。
 - (1) 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、渡り廊下に物品等の存置、その他通行上の支障がない状態にあるものであること。
 - (2) 渡り廊下の幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が、木造建築物等である場合は3m未満、準耐火構造の場合は6m未満であること。
 - (3) 渡り廊下の構造は、構造耐力上主要な部分を鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造とし、壁又は天井部分の内装は、その下地材、仕上げ共に準不燃材料でしたものであること。
 - (4) 渡り廊下が接続する部分の建築物の壁は準耐火構造とし、渡り廊下の小屋裏又は天井裏の部分まで達せしめること。
 - (5) 給水管、配電管その他の管あるいは換気、暖房又は冷房の設備の風道が(4)の壁を貫通する場合においては、建築基準法（以下「法」という。）施行令第112条第20項及び同条第21項の規定に適合させること。
 - (6) (4)の準耐火構造の壁に設ける開口部には法施行令第112条第19項第二号の規定に適合する防火設備（法第2条第九号の二に規定するもの）を設置すること。
 - (7) 渡り廊下によって接続される建築物の外壁面相互間の最も短い距離は、1階にあっては6m、2階以上の階で接続される場合にあっては10mを超えるものであること。ただし、(6)の防火設備を法施行令第112条第19項第二号の規定に適合する特定防火設備（法施行令第112条第1項の規定によるもの）を設けた場合は、外壁面相互間の最も短い距離の数値をそれぞれ2分の1まで減ずる数値とすることができる。
 - (8) 特殊建築物に接続する渡り廊下には、法施行令第126条の3の規定に適合する排煙設備を設けること。ただし、渡り廊下の部分が法施行令第126条の2第1項第5号に該当する場合にはこの限りではない。
 - (9) 特殊建築物に接続する渡り廊下には、法施行令第126条の5の規定に適合する非常用の照明装置を設けること。
 - (10) 渡り廊下とそれぞれの建築物は、エキスパンションジョイント等その他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接していること。

- 2 建築物と建築物における「延焼のおそれのある部分」の算定については渡り廊下がないものとして取り扱うこと。
- 3 避難計画にあたっては、渡り廊下で接続された一方の建築物から渡り廊下を経由し、他方の建築物の避難階に存する出入口を通して外部に避難する計画としてはならない。

(附則)

- 1 この取扱いは、平成20年2月15日から施行する。
- 2 この取扱いの施行の際現に存する建築物で、建設当時の取扱いにより別の建築物とみなしているものは、なお従前の例による。

(附則)

この取扱いは、令和2年5月11日から施行する。